

【別紙３】 審査実施要領

審査実施要領

1 目的

この要領は、三次版学校ＩＣＴ活用事業（授業支援アプリ利用業務）プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、公募型プロポーザル方式により「三次版学校ＩＣＴ活用事業（授業支援アプリ利用業務）」における受託候補者を特定するため、必要な審査方法及び審査基準を定めるものである。

2 審査の実施

審査は、審査委員会にて行うが、事前提出の提案書等から審査できる点は、事務局側で予め採点を行う。

3 審査の対象事業者

審査の対象事業者は、次の（１）から（３）に掲げる条件を全て満たしていること。

- （１）三次版学校ＩＣＴ活用事業（授業支援アプリ利用業務）公募型プロポーザル実施要領に基づく参加資格を有すること。
- （２）提出書類が所定の形式に適合していること。
- （３）提出書類に虚偽の記載がないこと。

4 審査項目・配点

項目及び配点は、以下の表のとおりとする。

審査項目	配点
1 基本方針	10点
2 導入実績	5点
3 評価テーマに対する提案	60点
4 操作性	5点
5 実施体制	10点
6 機能要件	5点
7 業務見積書	5点
合計	100点

5 受託候補者の特定

（１）選定方法

審査委員会は、前記４の得点の総合計が最も高い参加者を受託候補者とする。得点の総合計が同率である場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

なお、本業務の実施目的に鑑み、得点の総合計が本市の求める最低基準（６割）に満たない場合は、選定の対象外とする。

（２）辞退等による繰り上げ

受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定する。

６ 審査方法

- （１）各審査委員は、プレゼンテーション及び質疑応答が終了した後、審査を行う。
- （２）評価対象は、提案書、機能要件一覧表、費用見積書（費用見積明細書も含む）、プレゼンテーション及び質疑応答とする。
- （３）審査項目及び配点は、「４ 審査項目・配点」に定めるとおりとする（詳細は、【別紙３】「受託候補者特定基準」のとおり）。

6.1 提案書等評価点（配点：１５点）

- ・対象：「提案書（導入実績）」、「【別紙１】機能要件一覧表」、「【様式７】費用見積書」
- ・評価方法
 - (1)事務局による採点。
 - (2)採点方法は、以下のとおり。

採点対象	採点方法
提案書 (導入実績)	・広島県内の他の自治体への導入実績を有する場合：３点加算 ・導入実績回数１回につき、０.５点加算
機能要件一覧表	(任意項目が「対応可」となっている数) × ０.５点
費用見積書	最低金額／当該金額 × 配点（５点） ※最低金額以降の者については、小数点以下を切り捨て

6.2 プレゼンテーション評価点（配点：８５点）

- ・対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・評価方法：審査委員会において、各審査委員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

７ 審査（プレゼンテーション）の内容

- （１）日時：令和７年１１月２０日（木）１０：００～１２：００

(2) 場所：三次市役所（別途連絡）

(3) 出席者：1 提案者 2 名以内

(4) 実施時間：1 提案者 30 分以内

（プレゼンテーション・審査委員操作 20 分，質疑応答 10 分）

(5) プレゼンテーションの順番：提案書を提出した順とする。

(6) その他

- ・大型ディスプレイは市で用意するが，その他必要な機器等は持参すること。追加の資料配布は認めない。
- ・提案するアプリの操作については，実際に授業で使用することを想定し，リアルタイムで画面等に提示しながらプレゼンテーションを実施すること。また，審査委員一人一人に対して，実機を割り当て，実際の操作を交えながらプレゼンテーションを実施すること。

8 受託候補者決定に関する特記事項

提案者が 1 者の場合においても本実施要領に基づき審査（プレゼンテーション）を行い，受託候補者を特定する。